



ようこそ！
正しいごみ出しに
ご協力を！！

入居される方へ

市川市のごみの分け方と出し方の基本的なルール

各市町村でごみの分け方・出し方が違います。

○12分別と収集回数

指定袋制	1. 燃やすごみ(週2回)	7. 新聞(週1回)
	2. 燃やさないごみ(月2回)	8. 雑誌(週1回)
	3. プラスチック製容器包装類(週1回)	9. ダンボール(週1回)
	4. 有害ごみ(月2回)	10. 紙パック(週1回)
	5. ビン(月2回)	11. 布(週1回)
	6. カン(月2回)	12. 大型ごみ(有料申込制)

※収集日や分別方法については「資源物とごみの分別ガイドブック」をご覧ください。

※裏面に誤りが多い分別や排出方法について記載があります。

○市川市のごみ出しの基本ルール

1. 正しく12分別する。
2. 収集日の午前8時までに決められたごみ集積所に出す。
3. 「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック製容器包装類」は、市川市の指定袋に入れて出す(指定袋以外は収集しません)。

※ごみ集積所は使用する方・管理する方・所有する方が管理していますので、常に綺麗にお使ください。

※市川市の指定袋は、市内のスーパーマーケット・コンビニエンスストア等で購入いただけます。

市川市のごみ分別方法・出し方は、
スマホ・アプリでも調べられます。

Google Play または
App Store で検索

市川市 ごみ

検索

市川市 清掃部 清掃事業課
電話:047-712-6301
FAX:047-712-6302

○プラスチック製容器包装類の分別と出し方



プラスチック製容器包装類とは、ジュースなどのPETボトルや食品トレイなどのプラスチック製品で、そのものが商品ではなく中味の商品を使ったり、取り出した後に不要になるものです。

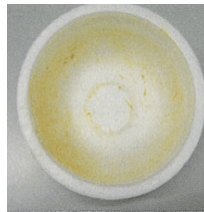
フラマーク  やペットマーク  がついているものが対象です。

例) PETボトル、プラスチック製のシャンプーなどのボトルや食品トレイ、卵パック、カップラーメンのカップ、PETボトルのキャップ、歯磨き粉のチューブ、レジ袋、電化製品などの発砲スチロール・緩衝剤など。



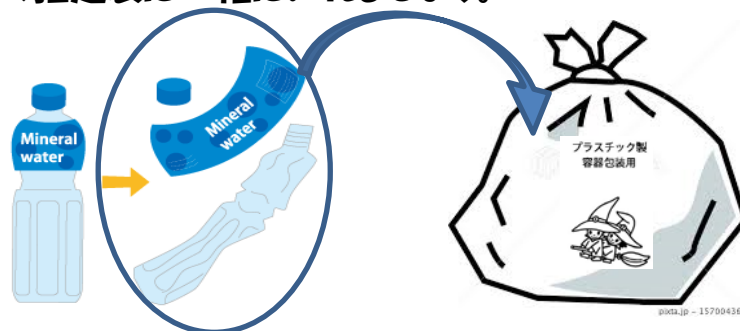
注意1) 商品そのものがプラスチック製のものや拭き取ったいゆすいでも異物が残ったプラスチック製容器包装類は、「燃やすごみ」です。

※汚れの程度



色がついていてもリサイクル可能 異物が残ったものは燃やすごみに

注意2) キャップやラベルが付いたPETボトルは、リサイクルに支障があります。PETボトルから、キャップやラベルをとって、「プラスチック製容器包装類用」の指定袋と一緒にいれましょう。



注意3) レジ袋などにプラスチック製容器包装類を入れて、「プラスチック製容器包装類用」の指定袋に入れる「二重袋」もリサイクルに支障がありますので、絶対にやめてください。

○ビンとカンは別々の透明袋または半透明袋に入れて出してください。

○新聞、雑誌、ダンボール、紙パックは分別し、それぞれ束ねてひもで十字に縛って出してください。(ガムテープで束ねるとリサイクルに支障があります。)